

R7・こども園 城東チャイルドセンター

(重要事項説明書)



笑顔あふれる
~Our Sweet Home~



社会福祉法人 ちとせ交友会
こども園 城東チャイルドセンター

〒703-8223 岡山市中区長利194-1
TEL : 086-278-8500 FAX : 086-278-8555
理事長 山口 哲史
園長 竹内 はるみ



1. 事業者

| | |
|-------------|--|
| 事 業 者 の 名 称 | 社会福祉法人 ちとせ交友会 |
| 代 表 者 氏 名 | 理事長 山口 哲史 |
| 法 人 の 所 在 地 | 東京都千代田区二番町7番地5号 |
| 法 人 の 連 絡 先 | Tel : 03-3222-3255 Fax : 03-3222-3256 |
| 法 人 理 念 | <p>—Home—</p> <p>ここに集い ここで育み</p> <p>そして ここから はばたく</p> <p>ちとせ交友会は かかわる すべての人にとって 心安らぐ場所</p> <p>Homeでありたい</p>  |

2. 認定こども園の概要

| | | | |
|-----------|-----------------------------------|--------------|--|
| 種 別 | 幼保連携型認定こども園 | | |
| 名 称 | こども園 城東チャイルドセンター | | |
| 所 在 地 | 岡山県岡山市中区長利194-1 | | |
| 認 可 年 月 日 | 平成19年4月1日 | | |
| 連 絡 先 | Tel:086-278-8500 fax:086-278-8555 | | |
| 施 設 長 氏 名 | 園長 竹内 はるみ | | |
| 利 用 定 員 | 1号 15名 | 3号 0歳児 15名 | |
| | 2号 3.4.5歳児…53名 | 3号 1.2歳児…32名 | |

本園の利用定員は、法に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- 1) 法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号認定子ども」という。） 15名
- 2) 法第19条第1項第2号の子ども（以下「2号認定子ども」という。） 53名
- 3) 法第19条第1項第3号の子ども（以下「3号認定子ども」という。） 47名

3. 施設の目的・運営方針

| | |
|----------|--|
| 園 の 目 的 | 本園は、認定こども園法及び子ども・子育て支援法（以下「法」という。）（平成24年法律第65号）、児童福祉法、その他の関係法令等に基づいて、乳児及び幼児（以下「園児」という。）への教育・保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場を総合的に提供するものとする。 |
| 保育・教育の目標 | 本法人理念の「Home」を教育及び保育の理念とし、園児が日中を過ごす第二の家～Home～を目指し、子ども・保護者・地域の方の心安らぐ憩いの場となるように、愛情いっぱい、笑顔いっぱいの園の運営と、ピアジェの構成論の理論に基づいたカリキュラムを行 |

| | |
|--|---|
| | <p>いながら、無理なく子どもの発達を促していくような質の高い幼児教育の提供を目指し、ゆきとどいた安全な環境と、家庭的なぬくもりの中で一人一人の子どもを大切にし、健康で明るく思いやりのある自律性を持った子どもの育成を目標とするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生き生きとし、元気に遊べる子 ・友だちとしっかり関わり、育ちあう子 ・自分で考え、行動する子 |
|--|---|

4. 提供する教育・保育等の内容

1 本園は、前条の目標を達するため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供するものとする。

2 通常提供する教育・保育のほかに、以下の教育・保育を行う。

- (1) 延長保育事業
- (2) 一時預かり事業（一般型／幼稚園型）
- (3) 障害児保育対策事業

3 本園は、子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用負担の可否によって差別的取り扱いをせず、かつ、特別の支援を要する家庭の子どもや特別な配慮を必要とする子どもの利用が排除されることのないよう、十分な配慮をもって運営するものとする。

5. 共同保育

1 本園は、岡山市内で運営する同法人の子ども・子育て支援新制度の確認を受けた園と相互の共同保育を実施するものとする。

2 各園、利用園児に対し、毎週土曜日（12月29日から1月3日、祝祭日を除く）及びお盆期間（8月13日から15日まで、日曜、祝祭日を除く）及び、利用園児が少ない場合は、相互に保育を提供する。



6. 子育て支援

- 1 本園は、園児の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園便り、クラスだより、お知らせボードなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。
- 2 本園は、地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るために、子育て支援ひろば（園庭開放）を行う。
 - (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
 - (2) 子育て等に関する相談、援助

7. 給食及び食育

本園の給食は、原則自園調理により、完全給食を提供している。毎月「給食献立表」を配布。

*食物アレルギー対応状況

食物アレルギーなどで給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。ご相談の上、除去食に対応致しますが、メニューによっては家庭から持参して頂く場合もございます。あらかじめ御了承下さい。

*衛生管理等

大量調理施設衛生管理マニュアル基準に沿った衛生管理マニュアルを作成し、衛生管理を行っています。日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（月に1回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。

8. 職員の設置状況

| | |
|--------------|-----|
| (1) 園長 | 1名 |
| (2) 副園長 | 1名 |
| (3) 主幹保育教諭 | 2名 |
| (4) 保育教諭 | 20名 |
| (5) 教育・保育補助者 | 2名 |
| (6) 栄養士・調理員 | 4名 |
| (7) 学校医 | 1名 |
| (8) 学校歯科医 | 1名 |
| (9) 学校薬剤師 | 1名 |
| (10) 看護師 | 1名 |
| (11) 事務職員 | 1名 |
| (12) 用務員 | 1名 |



9. 施設の概要

(1) 施設

| | | |
|----|------------|--|
| 敷地 | 敷地全体 園庭 | 5274.00m ² 3388.00m ² |
| 園舎 | 構造 延床面積 | 鉄骨造2階建 807.03m ² |

(2) 主な設備

| 設備 | | 部屋数 | 備考 |
|--------|--|-----|----------------------|
| 乳児室 | | 1 | 44.26m ² |
| ほふく室 | | 1 | 51.93m ² |
| 保育室 | | 4 | 176.14m ² |
| 一時預かり室 | | 1 | 11.88m ² |
| 遊戯室 | | 1 | 128.98m ² |

10. 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を原則として行わない日

☆《1号認定子ども》

| | |
|-------------|---------------------------|
| 提 供 す る 曜 日 | 月曜日から金曜日まで |
| 教 育 標 準 時 間 | 午前9時～午後13時（午前8時45分～受け入れ可） |

| | |
|------------------|---|
| 一時預かり事業(幼稚園型) | (朝) 午前8時30分から午前9時 (夕) 午後13時から午後17時 (長期休業日) 午前9時から午後13時 *利用者負担額(別表1) |
| 保育・教育を原則として行わない日 | 土曜日・日曜日・祝日 春期休業 3月末～4月初旬 10日間程度 夏期休業 8月13日～15日を含む 4週間程度 冬期休業 12月29日～1月3日を含む 10日間程度 *午後の預かり保育等利用の場合、償還払い制度があります *ただし、園長が必要と認めた時は、これを変更することができる。 |
| | |

☆《2号・3号認定子ども》

| | |
|--------|--|
| 提供する曜日 | 月曜日から土曜日まで |
| 保育時間 | 保育標準時間 午前7時～午後18時(11時間) 保育短時間 午前8時30分～午後16時30分(8時間) |
| 延長保育 | 保育標準時間 夕：午後18時～午後19時 保育短時間 朝：午前7時～午前8時30分 夕：午後16時30分～午後18時 *利用者負担額(別表1) |
| 休業日 | 日曜日・祝日 年末年始 12月29日～1月3日 *ただし、園長が必要と認めた時は、これを変更することができる。 |

*教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、4. 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を原則として行わない日の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行い、代替休日を設けることがある。

*非常災難その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行なうことがある。

11. 学年及び学期

本園の教育に係る学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

1年を次の3学期に分ける。

- | | |
|------|----------------|
| 第1学期 | 4月1日から7月31日まで |
| 第2学期 | 8月1日から12月31日まで |
| 第3学期 | 1月1日から3月31日まで |

12. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

| | |
|--------|--|
| 利用者の内定 | 《1号認定子ども》 園長が定めた選考方法による 《2号・3号認定の子ども》 岡山市が行う利用調整による |
| 利用決定 | 利用契約書の締結による |
| 退園理由 | <ul style="list-style-type: none"> 1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む) 保護者から退園の申出があったとき 利用継続が不可能であると岡山市が認めたとき 利用料や実費徴収について、滞納が続く場合 その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき |

13. 利用者負担その他の費用等

- 本園は、利用した3号認定の支給認定保護者から、当該市町村の定める利用者負担額（保育料）について支払いを受けるものとする。
- 2 前項の保育料のほか、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価（特定負担額（いわゆる上乗せ徴収））について、あらかじめ、保護者に使途・金額・理由を説明し書面による同意を得たうえで支払いを受けるものとする。（別表2）
 - 3 前2項に加え、教育・保育の提供に関して実費で徴収する費用（いわゆる実費徴収）について、その都度、保護者に使途・金額・理由を説明し同意を得たうえで支払いを受けるものとする。（別表3）
 - 4 前各項の支払いを受けた場合は、当該保護者に領収書を交付するものとする。なお、口座振替（毎月27日）をご利用の場合、毎月の請求書は携帯電話から確認することができ、通帳記帳をもって領収書に代える。
 - 5 利用料や実費徴収について、滞納が続く場合、保育・教育の提供を終了する場合がある。

14.緊急時の対応方法

当園には、緊急時対応のため「一斉メール配信システム」がありますので、必ず登録をお願いします。

また、容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が指定する機関で、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<外科>

| | |
|---------|------------------|
| 医療機関の名称 | 武智整形外科医院 |
| 所在地 | 岡山県岡山市中区長利 274-9 |
| 電話 | 086-278-8200 |

<外科> *時間外診療を要する場合

| | |
|---------|-----------------|
| 医療機関の名称 | 竜操整形外科病院 |
| 所在地 | 岡山県岡山市中区藤原 21-1 |
| 電話 | 086-273-1233 |

15.非常災害時の対策

| | | | |
|-------------------|----------------------------|-------------------------------|--------|
| 消防計画作成 (変更)届出書 | 岡山市中消防署 防火管理者 竹内 はるみ | | |
| 避難訓練 | 火災及び地震等を想定した避難訓練を月1回実施 | | |
| 防災設備 | 自動火災報知設備 | 誘導灯及び誘導設備 | 非常警報装置 |
| 避難場所 | 第1避難場所：園庭 第3避難場所：岡山城東高校 | 第2避難場所：園内駐車場 第4避難場所：なかよし広場 | |

16.保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

| | |
|---------|--|
| 保険会社 | あいおいニッセイ同和損害保険会社 |
| 保険の種類 | ほいくのお守り（介護保険・社会福祉事業者総合保険） |
| 保険支払限度額 | 生産物(給食) 身体 300,000 千円/人 2,000,000 千円/事故 財物 3,000 千円/事故 施設所有管理 30,000 千円/事故 |

| | |
|-------|---|
| 保険会社 | 損害保険ジャパン株式会社 |
| 保険の種類 | 学校契約団体傷害保険 |
| 保険金額 | 死亡・後遺障害 5,000 千円 入院日額 3,000 円 通院日額 2,000 円 |

17.虐待防止のための措置

当園は、園児に対して、暴力行為・わいせつ行為・無視・教育、保育の放棄その他心身に有害な影響を与える行為をしないほか、園児の人権擁護・虐待防止のため責任者を設置するとともに、職員に対する研修を行っています。また、児童虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに岡山市こども総合相談所ほか関係機関に通告し、連帯・協力して適切に対処します。

◇岡山市こども総合相談所（児童相談所）

岡山市北区鹿田町1丁目1番1号（岡山市保健福祉会館5階）

Tel:086-803-2525

18.保育・教育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情

1、当園の相談・苦情対応窓口について

- 1、苦情解決責任者 園長 竹内 はるみ
- 2、苦情受付担当者 副園長 片山 宏美
- 3、第三者委員 (1) 高畠 敬一
(2) 高畠 範枝

*面接、電話、文章、メール等の方法により相談、苦情等を受け付ける他、事務所窓の横に「ご意見箱」を設置しています。

2、当園以外の相談・苦情受付窓口について

◇岡山市岡山っ子育成局保育・幼児教育課 指導係

岡山市北区大供1丁目1番1号

Tel:086-803-1227

◇岡山県運営適正化委員会（社会福祉法人岡山県社会福祉協議会）

岡山市北区南方2丁目13番1号

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」3階

Tel:086-226-9400

19. 健康管理、衛生管理

本園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法施行規則に規定する健康診断に準じて実施する。

本園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

- ・内科検診 全年齢対象に年2回
- ・歯科検診 全年齢対象に年1回
- ・視力・聴力検査 3・4・5歳児対象に年1回
- ・身体測定 毎月、身長・体重等の測定を行う。

20. 嘱託医など

当園は、以下の医療機関と嘱託医などの契約を締結しています。

<内科>

| | |
|-----------|-----------------|
| 医療機関の名称 | じょうとうクリニック |
| 医院長名又は医師名 | 木村 佳穂 |
| 所在地 | 岡山市東区上道北方 635-1 |
| 電話 | 086-278-7070 |

<歯科>

| | |
|-----------|----------------------|
| 医療機関の名称 | ビーンズ歯科クリニック |
| 医院長名又は医師名 | 長谷川 真 |
| 所在地 | 岡山県岡山市東区西大寺松崎 162-11 |
| 電話 | 086-943-0007 |

<薬剤師>

| | |
|-----------|-------------------|
| 医療機関の名称 | あかり薬局 |
| 医院長名又は医師名 | 岩野 智美 |
| 所在地 | 岡山県岡山市東区東平島 922-1 |
| 電話 | 086-297-5551 |

21. 年間行事予定・・・年間行事予定表を作成しあ渡します。コロナ禍により変更する場合もあります。

| 月 | 行事 | 月 | 行事 |
|----|----------------------------------|----------|---|
| 4月 | ☆入園式 ☆進級式 | 10月 | ☆運動会 ☆ハロウィンパーティー ☆いもほり遠足（5歳児） |
| 5月 | ☆歯科検診 ☆個人懇談 | 11月 | ☆内科検診 ☆みかんがり遠足（4歳児） ☆0.1歳児ふれあい参観 |
| 6月 | ☆内科検診・目の検査 ☆プール開き | 12月 | ☆2.3歳児生活発表会 ☆クリスマス会 ☆ひまわり組冬季休業 (12/26~1/5) |
| 7月 | ☆夏祭りごっこ（園児のみ） ☆プラネタリウム遠足（5歳児） | 1月 2月 | ☆4.5歳児生活発表会 ☆節分（豆まき） |

| | | | |
|----|---------------------------|----|---------------------|
| | ☆ひまわり組夏季休業 (7/25~8/15) | 3月 | ☆ひな祭り |
| 8月 | ☆プール納め | | ☆お別れ遠足（5歳児） ☆卒園式 |
| 9月 | ☆敬老会又はがき投函 | | ☆ひまわり組春季休業 |

☆毎月・・・お誕生日会（保護者参加はありません）☆ 避難訓練（岡山城東高校へ避難訓練年2回）

☆身体測定 ☆その他・・・希望者個人懇談 交通安全教室 他

22. 利用に際し留意していただきたいこと

① 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合

当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の朝9時までに電話で御連絡願います。

② お迎えが遅れる場合・お迎えの方が変更になる場合

お迎えが遅れる場合は、原則として随時の一時預かり事業（幼稚園型）・延長保育事業扱いとなりますので、一時預かり事業（幼稚園型）・延長保育事業開始時間までにご連絡願います。また、お迎えに来られる方が変更になる場合には、あらかじめご連絡をお願い致します。

③ 毎朝の体温等の確認

登園前には必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。また、前夜発熱したなど普段と違う様子が見られた時には、担任や当番の職員へお伝えください。

④ 感染症について

麻疹（はしか）・百日咳・水痘・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園してください。なお、登園をする場合は、医師発行の「証明書」を提出してください。「証明書」は園にもあります。病院によっては有料の場合もあります。証明書の必要な病気等については、別紙「感染症一覧」をご覧下さい。

⑤ 発熱・下痢をしている場合について

在園中に、熱が38度以上ある場合は、ご連絡を致しますので、お迎えをお願い致します。また、在園中に下痢が3回続いた場合、またあきらかにいつもとは様子が違う場合も、ご連絡を致しますので、都合をつけていただき、お迎えをお願い致します。発熱後、24時間内は、登園を控えていただき、家庭にて安静にお過ごしください。

<登園の目安としては（厚生労働省の感染症ガイドラインより）>

- ・24時間以内に解熱剤を使っていない
- ・24時間以内に38度以上の発熱がない
- ・熱が37.5度以下である
- ・食事や水分が摂れている
- ・全身状態がいい

⑥ 園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳（0歳児クラス）、掲示板（1歳児クラス以上）を活用します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせするため、月に1回、こども園によりを発行します。その他、連絡事項はプリントの配布や掲示を行いますので、ご確認ください。配布物は、連絡ホルダーに挟んで配布いたしますので、園児が連絡ホルダーを持ち帰った時には、必ず目を通して、翌日クラスの回収用バスケットに返却してください。（連絡ホルダーは常時クラスで保管します。）

⑦ 与薬について

医療行為に当たるため原則として行いません。主治医の先生に薬の投与を朝夕2回に変えて頂くようお願いしてください。どうしても昼食後の投与が必要な方に限り、与薬をさせて頂きます。薬のお預かりは、当番の職員がお預かりします。薬の保管は事務所で行います。当番時間以外には、事務所の職員が受け取りますので、事務所にお持ち下さい。（職員の受け取りサインが必要なので、必ず手渡しをして下さい。）薬は、看護師または職員が与薬します。薬は事務所前にある「くすり連絡票」を明記の上、透明のジップロックの表面に貼り付け、1回分の量だけを容器に入れてお持ち下さい。ジップロック、

粉薬の袋、薬の容器、袋にも大きく名前を書いて下さい。また、土曜日の薬のお預かりはできませんのでご了承下さい。



⑧ 駐車場について

朝夕の送迎の車は、園内の駐車場に止めて下さい。通行の妨げとなるため、道路には駐車しないで下さい。駐車場混雑回避の為、長時間の駐車はご遠慮下さい。マナーを守って、限りあるスペースを気持ち良く利用できます様に、ご協力お願いします。また、駐車場内での事故は、園は一切の責任を負いません。また、門の鍵がかかっている場合はインターフォンを押してください。

⑨ 持ち物の記名について

衣類、持ち物には、すべて名前を書いてください。持ち主がわからないものは、一定期間掲示した後に、処分致します。

⑩ 保護者会活動について

在園児の健やかな発育のために、保護者と職員の集う会としての保護者会を組織しています。なお、会則により、役員・会費を決めています。

⑪ 連携施設への協力について

連携施設として協定を結んでいる小規模保育園とは、保育内容の支援・代替保育の提供・卒園後の受入れなどの協力をしています。

2.3. 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項

1. 当園は、業務上知り得た入所児及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入所児又は第三者の生命・身体等に危機がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、当園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿する。
2. 職員は、業務上知り得た入所児又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、転勤後、退職後においても、これらの秘密を保持するものとする。

《 個人情報の取り扱いについて 》

提出していただく書類及びその内容についての個人情報につきましては、教育・保育以外には利用いたしません。

園生活を行うにあたり、下駄箱やロッカー、作品などに名前や写真を掲示することがありますので、ご了承ください。

園での行事については、保護者の方に写真・ビデオ撮影を認めているものもありますが、個人情報保護の趣旨に沿い、記録した写真・ビデオの取り扱いは慎重に願います。また、教育・保育中の、自分のお子さま以外の子どもの撮影は、ご遠慮ください。

保護者の方への販売を目的として、行事や園生活などの写真・ビデオ撮影を業者に委託することがあります。特別な事情により撮影を希望されない場合はお申し出下さい。

■園で流行しやすい感染

| 病名 | 登園のめやす | 登園するときに必要な書類 |
|-----------------------------|--|--------------|
| 麻しん（はしか） | 解熱後3日を経過してから | 証明書 |
| 風しん（三日はしか） | 発しんが消失してから | |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで | |
| 水痘（水ぼうそう） | すべての発しんがかさぶた化してから | |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 主な症状（発熱、充血等）が消失した後、2日を経過するまで | |
| 腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等） | 医師により感染の恐れがないと認められるまで。（無症状病原体保有者の場合、トイレで排泄習慣が確立している5歳児以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連續で便から菌が検出されなければ登園可能である） | |
| 流行性角結膜炎（はやり目） | 結膜炎の症状が消失してから | |
| 急性出血性結膜炎 | 医師により感染の恐れがないと認めるまで | |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療を終了するまで | |
| 結核 | 医師により感染の恐れがないと認めるまで | |
| 髄膜炎菌性髄膜炎（侵襲性髄膜炎菌感染症） | 医師により感染の恐れがないと認めるまで | 登園届 |
| 溶連菌感染症 | 抗菌薬内服後24～48時間経過していること | |
| 伝染性膿痂疹（とびひ） | 医師の判断による | |
| インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過すること | |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過すること | |
| マイコプラズマ肺炎 | 発熱や激しい咳が治まっていること | |
| ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタウイルス等） | 嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること | |
| RSウイルス感染症 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと | |
| 伝染性紅斑（リンゴ病） | 全身状態が良いこと | |
| 突発性発しん | 解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと | |
| ヘルパンギーナ | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること | |
| 手足口病 | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること | |
| 帯状疱しん | すべての発しんがかさぶた化してから | |

※伝染性軟属腫（水いぼ）・アタマジラミについては、医師に相談してください。
(医師に相談後、登園届で出席可能)

こども園 城東チャイルドセンター 保護者会規約

- 第1条 この会は、「こども園 城東チャイルドセンター保護者会」と称します。
- 第2条 この会は、事務所を岡山市中区長利 194-1 こども園 城東チャイルドセンター内に置きます。
- 第3条 この会は、次のことを目的とします。
園と園児の家庭との連絡を密にし、その協力によって子どもの健やかな成長と幸福をはかることを目的とします。
- 第4条 この会は、前条の目的を達成するために次のような働きをします。
1. 園の行事に協力し、園児の福祉を向上させます。
2. 園の運営、改善、補助に協力し、これを万全なるように努めます。
3. 会員相互の親睦向上の為に、講演、講習会、その他見学などを行います。
- 第5条 本会は、こども園 城東チャイルドセンター園児の保護者、及び職員をもって組織します。
- 第6条 この会は、各クラスから2～3名の役員をクラス懇談会において選出します。
- 第7条 会長、副会長は、第6条により選出された役員の中から選出します。事務局は、こども園 城東チャイルドセンターの職員が行います。
- 第8条 役員の任期は1年とします。
- 第9条 総会は、年に1回行い（書面による開催も含む）、役員の改選、会則の変更、予算決算の承認、その他必要なことを相談します。
- 第10条 役員会は、必要に応じて会長が会の運営、その他の事項を相談します。
- 第11条 会員の半数以上が要求すれば、臨時総会を開くことができます。
- 第12条 この会の経費は、会費及び事業収入、寄付金をこれにあてます。
- 第13条 本会の会費は、1ヶ月500円とします。本会は、会務会計を明らかにするために必要な帳簿を備えます。
- 付則 この会は2025年4月1日より実施します。

表1 一時預かり・延長保育に係る利用者負担金

| 認定区分 | | 時間 | 料金 |
|-------------------|----------------|-------------|--|
| 1号認定 | 朝の預かり保育 | 8:30~9:00 | 100円/回 |
| | 午後の預かり保育 | 13:00~16:00 | 350円/時（朝と午後で上限15,000円） おやつ代150円/1日（上限1,500円） ＊相談に応じる |
| | 長期休業日 預かり保育 | 9:00~16:00 | 9:00~13:00 1,000円/日 13:00~16:00 350円/時間 おやつ代150円/日 |
| 2号・3号認定 保育標準時間 | 延長保育 | 18:00~19:00 | 350円/回（上限4,200円/月） |
| 2号・3号認定 保育短時間 | 前延長保育 | 7:00~8:30 | 350円/回（前後で上限4,200円/月） |
| | 後延長保育 | 16:30~18:00 | 350円/回（前後で上限4,200円/月） |

別表2 教育・保育の提供に要する対価（上乗せ徴収）に係る利用者負担金

| | | |
|--------|------|-----------------------------------|
| 1・2号認定 | 英語教室 | 3歳児：月1回/880円 4歳児5歳児：月2回/1,760円 |
| | 体育教室 | 300円/回 |

別表3 教育・保育の提供に実費で徴収する費用（実費徴収）に係る利用者負担金

| | | |
|------|-------------------|-------------------------|
| 1号認定 | 主食費 | 1,500円/月 |
| | 副食費 | 3,300円/月 |
| | 保護者会費 | 500円/月 |
| | 絵本代 | 350円～500円/月 |
| | 写真代 | 65円～600円/1枚 |
| | 行事代 | 実費相当額 |
| | 硬筆教室（4歳児5歳児希望者のみ） | 1,650円/月 |
| | スイミング教室（5歳児のみ） | 月2回：2,860円（8月なし） |
| 2号認定 | 主食費 | 1,500円/月 土曜利用 250円/日 |
| | 副食費 | 4,800円/月 |
| | 保護者会費 | 500円/月 |
| | 絵本代 | 350円～500円/月 |
| | 写真代 | 65円～600円/1枚 |
| | 行事代 | 実費相当額 |
| | 硬筆教室（希望者のみ） | 1,650円/月 |
| | スイミング教室（5歳児のみ） | 月2回：2,860円（8月なし） |
| 3号認定 | おしほり代 | 500円/月 年間6,000円 |
| | 保護者会費 | 500円/月 |
| | 絵本代 | 350円～500円/月 |
| | 写真代 | 65円～600円/1枚 |
| | 行事代 | 実費相当額 |

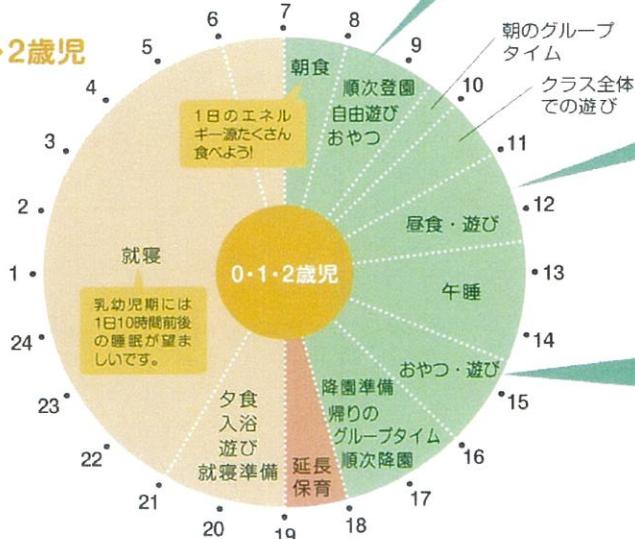
*制服、用品については、別途料金表を参考にする。（年により内容、金額の変更有）

「おはよう」から始まる

1日のプログラム

子どもの心や身体は、24時間の「望ましい流れ」の中でつくられます。ご家庭と協力し合い、睡眠・食事・遊び(身体活動)をより良いサイクルで行い、子どもの育ちと一緒に支え合いたいと思います。

0・1・2歳児



家庭でのしっかりした
関わりがあれば
1日がんばれます



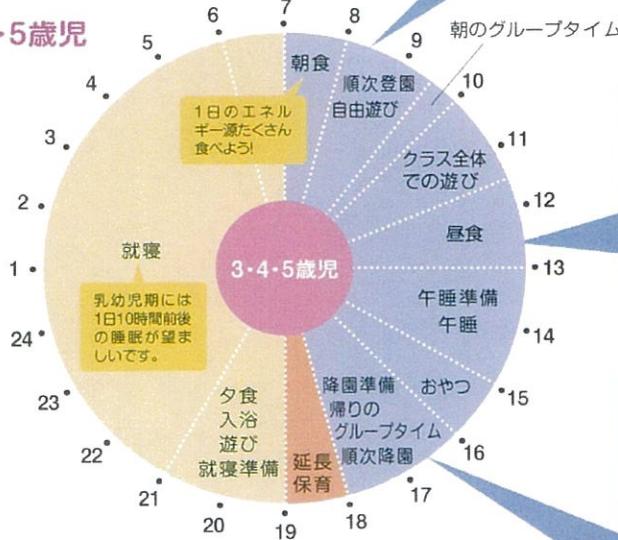
友だちと外で元気に遊びます。



おやつの後も一人でじっくり遊んだり
友だちと仲良く遊びながらお迎えを待ちます。

親子で「おはよう」の
あいさつで朝が
はじまります。

3・4・5歳児



みんなでおいしい給食を食べます。



給食の準備は
子どもたちで行います。



お迎えがくるまで
仲良く遊びます。

| |
|----------------------------|
| 1号認定の保育・教育時間… 9:00～13:00 |
| 2.3号認定の保育・教育時間… 7:00～18:00 |